

## はじめに

本校が、東京都教育委員会及び立川市教育委員会の事業と関連させて、本校の状況に即して実施した「いじめに関するアンケート」及び日々のいじめや子どもたち同士のトラブル（以下、いじめ等と言う）に関わる様々な対応を通して、いじめ防止に関して教訓として得られた内容のうち、本校教職員及び保護者や地域の方々等本校の関係者全員で共有すべき内容を、以下のとおりまとめて提言します。

この提言を関係者全員で活かし、連携・協働して、「いじめをしない・させない・許さない雰囲気」をより一層醸成し、「子ども同士の豊かな人間関係を作ることができる環境」に少しでも近づけられるようにしていきます。

令和5年3月吉日

立川市立幸小学校  
校長 千葉 貴樹  
同学校運営協議会  
会長 福居 由香  
同 P T A  
会長 八田 浩征

## 幸小学校いじめ防止に関する提言

### 1 学校が行っているいじめ防止対策の改善・充実を図る内容

本校では、改めて以下の点についての重要性を認識して、いじめ防止に関する対応の改善・充実を図ってまいります。

○児童の実態やいじめの兆候を把握するためには、保護者の方と連携して、友達関係等の一面的ではなく、登校状況や保健室の利用状況、既往歴や病状、発達の課題、心理的や肉体的なストレスの状況等、複数の要因を関連させて、組織的・総合的に把握していきます。

\*児童の実態やいじめの兆候について、様々な面を関連させて状況把握に努めてまいりましたが、十分でなかった点があったので、今後はより一層複数の要因を関連させて、組織的・総合的に把握していきます。

○いじめの実態把握や指導するためには、まず児童やその保護者の方への聞き取りによる事実確認を行う必要があることを常に心に留めて、丁寧に行っていきます。聞き取りに時間を要する等の際には、事前に保護者の方に連絡をしていきます。

\*事実確認ができないと、的確ないじめの実態把握や指導することができないので、聞き取りによる事実確認はとても重要です。

\*その時間の確保が難しいのですが、複数の教員で連携して、できるだけ短時間で行っていきます。放課後等、時間を要する等の際には保護者連絡を行います。

○いじめ等が起こった際には、現象面だけを取り上げるのではなく、その背景や原因、いじめられた側といじめた側の思いや気持ちを丁寧に聞き、いじめられた側の立場を第一に考えて、組織的に対応していきます。

\*いじめや子ども同士のトラブルの背景や原因を探るのはもちろんですが、いじめられた側といじめた側の思いや気持ちを十分に聞いたつもりでも、子どもとしてはもっと聞いてほしかったということがありました。

\*その点を十分に留意し、その場で思いが十分に話せなかったり、後から思い出したりすることもあるので、保護者の方とも連携して、学校から指導をした後でもお子さんの状況等の情報を得る、又は次の日に担任が子どもに再確認する等あらゆる手段を講じて、様々ないじめ等の状況や子どもたちの思いを把握していきます。

\*そして、いじめられた側の立場を第一に考え、いじめ防止対策委員会を中心にして組織的に対応していきます。

○保護者の方も対象にしたアンケート調査を今後検討していきます。

\*一部の学年で保護者の方も対象にしたアンケートを実施したところ、子どもの目線とはまた違った貴重な意見をいただくことができました。

\*しかし、その集計等には多くの時間を要しました。もし、全学年で実施するとなると、他の学校業務への影響が懸念されますので、実施の在り方について、今後検討をしていきます。

○学校が把握したいじめ等や課題となる言動については、保護者会や個人面談、電話連絡等機会をとらえて、保護者の方に情報提供をしていきます。

- \* 学校から保護者の方に、子どもたちの課題や改善点等についての的確に伝えきれていなかったケースがありました。
- \* この点を十分に留意し、課題等の伝え方は非常に難しいのですが、自尊感情を大切に、自己肯定感を高める観点で、本人の頑張りや努力、成長点等を評価していく見方を大切にしつつ、個々の状況に即して、課題やその改善方法等についても丁寧かつ確実に伝えていきます。

○前学年からの引き続き事項は確実にを行うとともに、通常の学校のきまりとは異なり、特別な配慮を要するような内容については関係者で共有していきます。

- \* 小学校6年間、切れ目なく、お子様の大切な情報が引き継がれていくことは極めて重要です。
- \* お子さんの状況に即して必要な情報は関係者で共有することを意識し、そのような場を設定していますが、当該の保護者の方からすると十分に引き継がれていないことがありました。
- \* その点を十分に留意して、一度にすべてが無理にしても機会をとらえて確実に情報共有を行っていきますが、それでも十分でない場合がありますので、年度初めには必要な情報については保護者の方からも担任に伝えていただくようにしていきます。

○人（生き物も含む）を馬鹿にしたり茶化したりすることを楽しむ、またそういったことに同調して一緒に行くことをよしとする雰囲気は、いじめの助長につながるため、学級の雰囲気づくりには細心の留意をしていきます。

- \* 学級の和やかで明るい雰囲気の中、マイナス的なことではないことで、冗談を言ったり笑い話をしたりしながら皆が楽しく過ごすことは、良いことですが、動物にたとえたあだ名を言う、失敗や人と異なる言動を笑ったりバカにしたりする、そして、そういうことをしている人に同調した言動をとる・・・そういうことをしている人たちは無意識に行っているのかもしれませんが、嫌な思いをしている人が必ずおり、こういうことをよしとして許されてしまう学級の雰囲気はいじめにつながります。
- \* 休み時間や放課後の子ども同士のやり取りの中で、そういった言動が見られることがあるので、今後も把握した際には見逃さず、その状況に応じて全体又は個別に指導していきます。
- \* 失敗や過ちなどマイナス的なことを指摘し合うのではなく、互いに助け励まし合い、良い点などプラス的なことについて認め褒め合っていく温かい雰囲気のある学級づくりに努めていきます。
- \* もし、家庭でも子ども同士でそのような会話が合った際は、指導いただくとともに、学校にも情報提供いただけるようにします。

○人権に配慮しながら、いじめ問題について、自分だったらどうするか考える時間を定期的に設けていきます。

- \* 残念ながら、子ども同士では、いじめとしての意識・無意識に関係なく、大なり小なり、悪口や暴言、仲間外れといったことは、なかなかなくなりません。
- \* もちろん、教員が把握した場合には、指導していきますが、学期に1回程度、東京都教育委員会の事業である「ふれあい月間」の取組と関連させて、人権に配慮しながら、具体的な場面を想定して、いじめられた子、いじめている子、周りで見ている子、それぞれの立場でいじめについて

考える場面を校長講話とも関連させながら設定していきます。

- \*特にいじめ等が起こった時に周りにいる、多くの子どもがどうしたらよいかをよく考えさせていきます。

○子どもたちがやっちゃったり、起こしちゃったりしたことに対して、自尊感情を大切に  
し自己肯定感を高めながら、声かけ支援ができるようにしていきます。

- \*低学年ほど様々な場面で「〇〇さんがぶつかってきた」「△△さんが掃除をしない」「□□さんがうるさい」・・・といったことがあります、子どもたちが教員に援助要請をしてることがあります。
- \*教員はその一つ一つに、同時多発した場合には、優先順位を付けながら、丁寧に対応することを意識して対処していきますが、いけないことをした子への指導や、援助要請をしてきた子どもへの対応などの際には、自尊感情を大切にし自己肯定感を高められるような声掛け支援をすることが大切です。
- \*これらの点について十分留意し、民間の療育機関等関係機関とも連携して、研修等を行うとともに、教員だけではなく大人が子どもに接し、声がけ支援する際に活用できるように、「自尊感情を大切にし自己肯定感を高めるための声かけ支援集」を作成していきます。

## 2 保護者・地域・学校等、関係者が連携して意識する内容

学校の教員はもちろんのこと、保護者や地域の方が、いじめ等を把握して対応していく際に、重要な内容を以下のとおりまとめましたので、関係者で連携して意識して対応してまいります。

○いじめは大人の見えていないところで起きることが多いので、アンテナを高くして子どもたちの状況を把握することが大切です。

- \*文字通り、学校内外問わず、いじめは見えにくいところで起き、気が付かないうちに、深刻になっている場合があります。
- \*さらに、いじめられている子どもの中には、その認識が十分でなかったり、いじめられていることを周りに言っても解決されないで、周りの人に言うことをあきらめてしまったりして、悪化してしまったこともありました。
- \*この点について、学校としても十分に留意するとともに、教職員だけではなく、子どもたち、保護者や地域の方々も含め、アンテナを高くして子どもたちの状況を把握します。
- \*そして、前述した通り、いじめ等が起こった際には、現象面だけを取り上げるのではなく、その背景や原因、いじめられた側といじめた側の思いや気持ちを丁寧に聞き、いじめられた側の立場を第一に考えて対応していきます。

○いじめを行っている本人は、面白半分の認識で、いじめの自覚がないことが多いので、相手がいじめによってどんな嫌な思いをしたか等を諭す必要があります。

- \*多くのいじめは、いじめた本人にはその自覚がなく、「面白かったからふざけてやってしまった」「友達もやっていたから」「腹が立ったからついやってしまった」という理由が多かったです。
- \*いじめようとしていなくても、いじめはいじめです。上記のような理由であっても、相手が精神的肉体的な苦痛を感じたらそれはいじめであること、その行為によってどんな嫌な思いをしたか大人皆で丁寧に指導していくことが大切です。

○謝罪をすればよいということでも、謝られたから許さないといけないということでもなく、いじめられた子の心情に寄り添い解決に向けて丁寧に導いていくことが大切です。

- \* 学校ではいじめや子ども同士のトラブルが起こった際の多くは、その状況に即して、事情を聞き、事実確認の上、指導した後に、良くなかった言動について謝る、謝られたら許してあげる、良くなかった言動はもうしないと約束するなどして、それらを収めていきます。
- \* その過程では、関係した子どもたちの意向や思いを尊重しながら進め、最後にお互いに言い残したことがないか確認しますが、子どもとしては無理に謝らせられた、又は謝られたことを許さないといけないと感じさせてしまうことがありました。
- \* この点を十分に留意するとともに、「悪いことをしたら謝ればよい」「謝られたら許さないといけない」といった収め方にならないようにこれからも再度十分に留意し、良くなかった言動が繰り返し起こらないように指導していきます。
- \* ご家庭等でもこの点を意識して指導いただくとともに、お子さんの思いが十分に話せなかったり、後から思い出したりすることもあるので、学校から指導を受けた後のお子さんの状況等についてご家庭と学校で情報共有をしていきます。

○同じ行為でも受け手によって、いじめと感ずる場合もあるし、そうでない場合もあるからといって、その行為が許されることはなく、相手に応じた言動が必要です。

- \* いじめの聞き取り・確認している中で、自分がした行為に対して、「それぐらいのことはいじめではないと思っていた。自分なら気にならないし気にしていない」という声も聞かれました。
- \* 確かに同じ行為でも、受け手によって異なる場合がありますが、相手がどう感ずるかが重要で、相手の立場になって行動することが重要です。

○いじめを含めたトラブルは、当事者である子ども同士で解決することが一番ですが、それが叶わない場合には保護者同士のやり取りの必要性が出てくることもあります。

- \* 当事者である子ども同士で、「何が嫌だったか」「どういう行為がよくなかったか」話し合うことが一番です。
- \* しかし、いじめられた子がいじめた子と話し合いたくない場合や学校に来にくくなっている場合など、それが叶わない場合には、その状況に即して、保護者同士のやり取りの必要性が出てくることもあります。

○いじめた側にも何かしらのきっかけや動機がある場合があるので、そのことをよく聞き、自分の気持ちを適切に伝える方法について指導していきますが、いじめた理由や言い分があるからといっていじめ行為が許されることではありません。

- \* いじめの聞き取り・確認している中でいじめた側にも何かしらのきっかけや動機があることも分かりました。
- \* そのことを聞いて、どうしたらそういう行為に及ばないで済むか、例えば嫌なことをされたから、暴言や暴力で返すのではなく、止めてほしいことを言葉で伝える等その代替方法も指導する必要があります。
- \* しかし、いじめた理由があったからといってその行為が許される訳ではないことも併せて指導することが重要です。

○いじめられた側が、周りへの影響を考えて我慢したり遠慮したりする雰囲気は、いじめを潜在化させてしまい、あってはならないことです。

- \*いじめられた側がそのことをいじめた子に訴えると、今まで以上にいじめられるのではないかと、訴えても変わらないのではないかと、周りへの聞き取りを行うことで周りの人に迷惑がかかるのではないかと思い我慢してしまうと、いじめの解決につながらないばかりか、いじめが潜在化してしまい、さらに深刻になります。
- \*現に、いじめられた子には、いじめられたことを黙っていてほしいとの要請をいじめられた子から受けることがあり、保護者とも連携して対応したことがありました。
- \*「いじめられた」と声としては上がってこない様子の変化を関係者で察知して共有する、いじめが起きたら声を上げる、周りはその解決のために協力を惜しまない、いじめられている人を皆で守るという雰囲気を学校・保護者・地域の方でつくっていくことが極めて重要です。

○いじめには、いじめた側といじめられた側以外に、周りで見ていた人たちがいます。いじめの防止には、いじめを周りで見ていた人たちの関わりがとても重要です。

- \*仲間外れや暴言、暴力といったいじめは、いじめた側といじめられた側という当事者同士だけではなく、周りで見ていた人たちがいる場合が多いのですが、そういう人たちが見て見ぬふりやそのままにしてフォローをせず、いじめを助長してしまうことがありました。
- \*いじめた側の指導だけではなく、そのいじめを周りで見ていた人たちがいじめた側を注意する、いじめられた側を助けてあげる、又は先生等の大人に言う等の関わりが重要で、いじめを目撃した場合には、周りで見ていた人たちへの指導も必要です。

○オンラインゲーム上で、仲間外れにする、嫌なことをするなど、これらもいじめです。オンライン上での友達とのやり取りの状況も把握していく必要があります。

- \*オンラインゲームで仲間に入れてあげない、一人を残して皆で退出してしまう、皆で示し合わせて一人ねらいをする、使えないアイテムを使って攻撃するなど、ドッジボールで遊ぶ時と同じで、相手が心理的苦痛を感じる行為はいじめになります。
- \*オンライン上でとても把握しにくいと思いますが、子どもたちのオンライン上の遊びについても把握し指導していく必要があります。
- \*学校としてもオンライン上のいじめの疑いがあるときには、聞き取り・確認を行っていきまので、各ご家庭と学校で連携して対応に当たりたいと考えています。

### 3 各家庭に留意いただきたい内容

小学生の約8割の子がいじめられた経験があるとともに、約7割の子がいじめた経験があるとの国立教育施策研究所の調査結果(※)もあります。

子どもたちの状況は、各家庭での出来事が学校に影響したり、学校での出来事が各家庭に影響したりします。「いじめられている」、「いじている」「いじめをみた」といった状況や情報を、各家庭と学校それぞれが、その状況をいち早くキャッチし、連携して対応していく必要がありますので、以下の2点については各家庭でもよろしく願いいたします。

※国立教育施策研究所生活指導・進路指導センター いじめ追跡調査 2016-2018

(2018年度の小学6年生に小学4年時からの3年間の経験回数より)

○いじめや子ども同士のトラブル（インターネットを通じて行われるものを含む）等、子ども同士のことであっても、保護者としての責務があり、その状況を把握し指導する必要があります。

\*学校内外のいじめや子ども同士のトラブルについては、学校でも責任をもって対処していきますが、いじめ防止対策推進法では、保護者の責務等について定められていますので、各家庭での状況の把握やご指導をお願いいたします。

○いじめの把握は、学校だけの把握では十分ではありません。各ご家庭でも様々な方法でいじめの兆候を把握し、学校への情報提供をお願いします。

\*学校では、いじめや子ども同士のトラブルについてあらゆる方法（前述参照）を通して、状況把握やその状況に即した指導を行っていますが、今回の保護者アンケートからも、学校が把握しきれていない点もありました。

\*各家庭でも食事の時間に話したり、家での様子や友達のやり取りの様子を把握したりするなど、様々な方法でいじめ等の状況を把握し、必要に応じて、学校への情報提供をお願いします。